

報告第16号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議決を得た契約の変更について、裏面調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成23年12月22日

提出者 足立区長 近藤 弥生

議決を得た契約の変更調書

議案 番号	当初契約年月日 (変更年月日)	件 名 [契約の相手方]	金額変更(円)		増減率 (%)	工期変更		変更理由
			①議決金額	②変更後金額		①議決工期	②変更後工期	
100	21. 6. 24 平成21年 第2回足立区 議会定例会で 承認100号	補助第258号線綾瀬川 橋梁整備工事 [大日本・エム・テック 建設共同企業体]	①	1,060,500,000				護岸工事のため、河川から 船舶の回航ができなくなり、 組立台船での施工に変更した ことによる。
5	22. 3. 25 平成22年 第2回足立区 議会臨時会で 承認5号		②	1,042,563,900				
			③	-17,936,100	-1.7			
6	23. 3. 28 平成23年 第2回足立区 議会定例会で 承認6号		②	1,101,119,250	5.6	①H21. 6. 25～ H23. 7. 29	【金額変更】 ①護岸工事において、河川 から船舶の回航ができなくな り、組立台船での施工に 変更したこと、および河川 の土運搬が回航不能となっ たため、浚渫土処分先を変 更したことによる。 ②河川管理者の指示による 暫定護岸形状の変更、およ び下水道局との協議による 道路雨水収容のための下水 道本管布設工を追加したこ とによる。 ③用地買収完了に伴う切り 回し道路の整備等を追加し たことによる。 【工期変更】 ①着工前に完了予定であっ た橋梁工事に支障となる上 下水道管・電柱移設の工事 が大幅に遅れたことによ る。 ②河川管理者からの変更指 示、および当初、軽微な回 線とされていた既設護岸に 添架されている国交省光 ケーブルが重要回線路線で あることが判明したため、 協議・仮移設に相当の時間 を要したことによる。	
		③	58,555,350			②H21. 6. 25～ H23. 12. 22		
16	23. 12. 9		②	1,107,679,650	0.6		①橋面舗装の基準が改定さ れたことに伴い、舗装仕様 を変更したことによる。 ②河川管理者との復旧協議 に伴い、復旧範囲が増加し たことによる。 ③護岸に設置されている国 交省光ケーブルが着工後に 重要回線であることが判明 したことに伴い、仮移設費 用が増加したことによる。 ④斜路付階段を使用する歩 行者・自転車の安全を考慮 したことに伴い、階段位置 及び施設を変更したことよ る。	
		③	6,560,400					